

○帯広市青少年問題協議会条例施行規則

昭和36年4月1日

規則第9号

改正 昭和43年10月1日規則第33号

平成19年4月1日規則第43号

令和2年4月1日規則第7号

(趣旨)

第1条 帯広市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(幹事)

第2条 幹事は、関係行政機関の職員及び関係団体の役員並びに学識経験のある者のうちから委嘱する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

3 学識経験のある者のうちから委嘱された幹事の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における後任の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(補助執行)

第3条 協議会に関する事務は、教育委員会の事務局の職員に補助執行させる。

(補則)

第4条 この規則に定めるものを除くほか、議事の手続き、その他協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第43号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第 号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。